

1 用語解説

あ行

インフラストック

道路、港湾、下水道、公園、通信、郵便、空港、ダムなど国民経済全体の基礎としてその円滑な運営を実現するため、毎年の公共投資によって形成されてきたストックのこと。

沿道サービス地区

幹線道路に沿って、沿道サービス施設等の立地を適切に誘導し周辺と調和した土地利用を図る区域。

か行

街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一種。街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

合併処理浄化槽

し尿と台所等の生活雑排水とを併せて処理する浄化槽。

幹線街路

都市内道路のうち、都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路。

幹線道路

道路網のうち、主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもつ道路。

急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度30° かつ高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所。

急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地崩壊危険区域」に指定された区域において、擁壁工や法面工等の急傾斜地崩壊防止工事を行う事業。

漁業集落排水

漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。

緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されるとともに、地震時にネットワークとして機能するもの。

近隣サービス地区

周りの住民が日用品の買い物等をするための地区。

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。「線引き制度」とも呼ばれる。

区画街路

都市内道路のうち、地区等における宅地の利用に供するための道路。

景観地区

景観法に規定され、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に定められる地区。

芸予諸島（地域）

瀬戸内海の燧灘（ひうちなだ）・備後灘・安芸灘の間に散在する島々のこと。

広域道路

高規格幹線道路と一体となって広域交通を受けもつ一般国道及び主要な県道などを対象路線としている道路。

高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

高規格道路

高規格幹線道路と地域高規格道路の総称。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するため地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

高次都市機能

行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越え、広域的に影響力のある機能。

高速道路のナンバリング

高速道路ネットワークにおいて、路線名に併せて路線番号を用いて案内するもの。

※高速道路のナンバリングについて



路線番号の頭に高速道路（Expressway）を意味する「E」を付与している。

路線番号は並走する国道の番号とする。並走する国道がない場合は2桁の通し番号とする。

さ行

砂防事業

流域における荒廃地域の保全を行うとともに下流河川の河床上昇を防ぎ、土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを主たる目的とした事業。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として、積極的に開発・整備する区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市街化調整区域における地区計画運用基準

市街化調整区域における地区計画制度の適切な運用を図るため、地区計画の素案の作成に関して必要な事項を定めたもの。

市街地開発事業

都市計画法に基づき、一定のエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的・一体的に行う事業。

自主防災組織

地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織。

自動車専用道路

都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等、もっぱら自動車の交通のための道路。

重点道の駅

地元の名物や観光資源を活かして、さまざまなサービスを行っている道の駅のなかで特に、地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組が期待できるもの。

集約型都市構造

市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市の構造。

準防火地域

市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。準防火地域は、防火地域に準ずる地域について指定される。

水源涵養機能

雨水を蓄え、水源の枯渇を防ぐとともに、河川の流量を調整し、洪水を防ぐこと。

生産年齢人口

15～64歳人口。

た行

第1次産業

農業、牧畜業、林業、漁業など直接自然に働きかける産業。

第2次産業

第1次産業によって採取・生産された原材料を加工して価値をつくる産業。

第3次産業

目に見えないサービスや情報などの生産を行う産業のこと。第1次産業・第2次産業以外の産業。

地域高規格道路

高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾等の広域交通拠点との連結等に資する路線。

地区計画

地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。

中国自然歩道

地域の特色ある文化や歴史を親しむための自然歩道のなかで、中国5県を一周する総延長約2,303kmの長距離自然歩道のこと。

直轄国道

国が管理する一般国道。

特殊街路

都市内道路のうち、もっぱら歩行者、自転車または自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路。

特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域外の区域において設置されるもので、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行される公共下水道。

都市機能

都市において必要な文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能のこと。

都市計画区域

都市計画法その他関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

都市計画区域のうち、区域区分が定められているものを「線引き都市計画区域」、区域区分が定められていないものを「非線引き都市計画区域」という。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域マスタープランとも呼ばれ、都道府県が指定する都市計画区域ごとに、都市計画の目標、区域区分の決定の有無、土地利用、都市施設の整備など主要な都市計画の決定の方針を示すもの。

都市計画道路

都市計画法に基づき、都市計画に都市施設として定められた道路。

都市公園

都市公園法で規定されるもので、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、この2つのほかに国営公園をふくめたもの。

都市構造

都市を形成する上で必要な骨格となる交通体系や土地利用、自然環境等の全体的な構成のこと。

都市施設

道路、公園、上下水道など都市の生活や都市機能の維持にとって必要不可欠な施設であり、都市計画法に定められるもの。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく事業であり、土地所有者から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用促進を図る事業。

な行

日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。

年少人口

0～14歳人口。

農業集落排水

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。

は行

干潟

1日に2回、干出と水没を繰り返す平らな砂泥地のこと。

ピクト

注意や警告を促したり、各種設備の設置場所を示したりなど、絵や絵文字を使った、抽象的な表示のこと。

防火地域

市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。主として商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地に指定される。

防災拠点

地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害活動の拠点となる施設及び場所。

ま行

みなとオアシス

地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省が登録したもの。

藻場

海藻が茂る場所のこと。アマモ場は、波の静かな内海・内湾域の砂泥域に繁茂するアマモやコアマモ等から構成される藻場を指す。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみづくりを行うという考え方。

用途地域

都市計画区域及び準都市計画区域内で、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う地域。

用途白地地域

都市計画区域および準都市計画区域内で、用途地域の定められていない地域（市街化調整区域を除く）。

ら行

ランドマーク

都市景観や田園風景において目印や象徴となる対象物のこと。

立地適正化計画

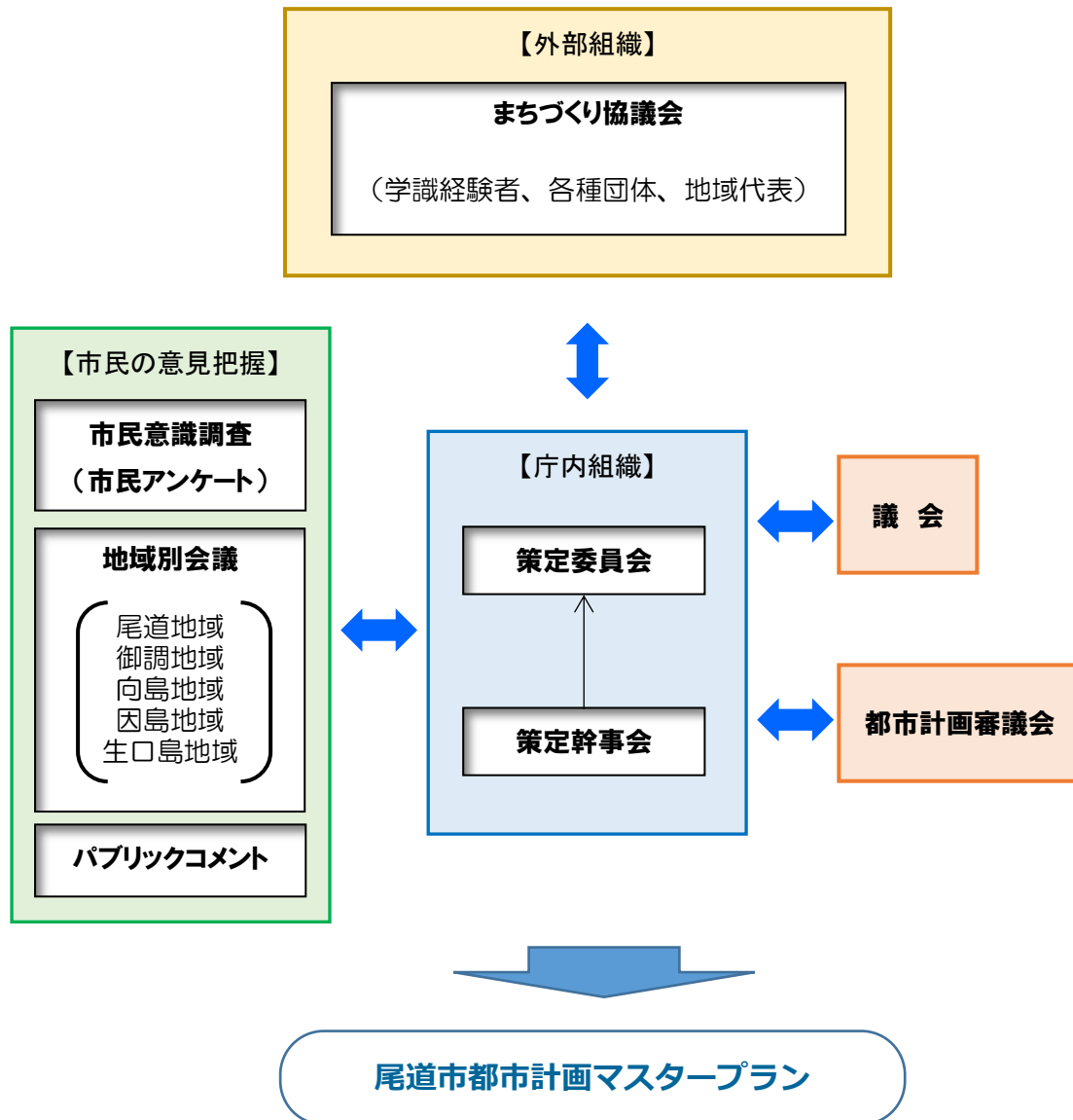
急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため、住宅、医療・福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。

老年人口

65歳以上人口。

2 尾道市都市計画マスタープランの策定体制

1. 策定体制



2. 策定経緯

会議名等	会議回数	開催日程
庁内職員ワークショップ		平成 28 年 2 月 17 日
市民意識調査（市民アンケート）		平成 28 年 6 月 24 日～ 7 月 8 日
策定幹事会	計 6 回	① 平成 28 年 6 月 13 日 ② 平成 28 年 12 月 6 日 ③ 平成 29 年 2 月 1 日 ④ 平成 29 年 4 月 24 日 ⑤ 平成 29 年 6 月 30 日 ⑥ 平成 29 年 12 月 25 日
策定委員会	計 5 回	① 平成 28 年 12 月 21 日 ② 平成 29 年 2 月 13 日 ③ 平成 29 年 5 月 23 日 ④ 平成 29 年 7 月 25 日 ⑤ 平成 30 年 1 月 22 日
地域別会議 （尾道地域、御調地域、向島地域、因島地域、 生口島地域）	計 23 回	① 平成 28 年 7 月 13 日～ 9 月 21 日 ② 平成 29 年 6 月 12 日～ 6 月 16 日 ③ 平成 29 年 8 月 1 日～ 8 月 9 日 ④ 平成 30 年 1 月 29 日～ 2 月 14 日
まちづくり協議会	計 3 回	① 平成 29 年 3 月 14 日 ② 平成 29 年 9 月 4 日 ③ 平成 30 年 2 月 16 日
都市計画審議会（報告）	計 3 回	① 平成 29 年 2 月 22 日 ② 平成 29 年 8 月 29 日 ③ 平成 30 年 2 月 28 日
パブリックコメント		平成 29 年 11 月 15 日～ 12 月 15 日

3 尾道市都市計画マスタープランまちづくり協議会設置要綱

(目的)

第1条 尾道市の都市計画に関する基本的な方針（以下「マスタープラン」という。）の策定に当たり、市民の参加と合意形成を図るため、尾道市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べる。

- (1) 尾道市の現況とまちづくりの課題
- (2) 尾道市のまちづくりの目標
- (3) 全体構想・地域別構想
- (4) その他マスタープランの策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(運営)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 会長は、必要に応じて協議会の会議に委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 5 委員が協議会の会議に出席できないときは、その委員の代理者が出席することができる。

(解散)

第5条 協議会は、第2条に掲げる事務が終了したときに解散するものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、都市部まちづくり推進課まちづくり推進係に置く。

- 2 事務局長は、都市部まちづくり推進課長が務める。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

(廃止)

- 2 この要綱は、協議会の解散とともに廃止する。

別表（第3条関係）

学識経験者
尾道商工会議所
尾道しまなみ商工会
因島商工会議所
尾道市農業協同組合
尾道市社会福祉協議会
御調町振興区長会
向島町区長会
因島地区区長連合会
瀬戸田町区長会

4 尾道市都市計画マスタープランまちづくり協議会委員名簿

協議会 役職	所属・役職名	氏名
会長	福山市立大学教授	渡邊 一成
副会長	尾道商工会議所総務委員長	杵谷 正樹
委員	尾道市立大学准教授	藤井 佐美
	尾道商工会議所女性会会長	金光 洋子
	尾道しまなみ商工会副会長	長澤 宏昭
	因島商工会議所専務理事	広田 耕三
	尾道市農業協同組合経済事業専任理事常務	比本 学志
	社会福祉法人尾道市社会福祉協議会副会長	田村 新一
	社会福祉法人尾道市社会福祉協議会理事	花谷 辰江
	御調町振興区長会会長 (御調町振興区長会前会長)	近藤 秀峰 (前田 覚蔵)
	御調町振興区長会推薦者	信藤 富喜子
	向島町区長会会長	川口 茂樹
	向島町区長会推薦者	河岡 定子
	因島地区区長連合会副会長	田頭 俊彦
	因島地区区長連合会推薦者	吉本 田鶴子
	瀬戸田町区長会会長	山下 哲也
瀬戸田町区長会推薦者	村上 陽子	

() 内は前任者

5 尾道市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 尾道市の都市計画に関する基本的な方針（以下「マスタープラン」という。）の策定に当たり、総合的かつ体系的な計画づくりを行うため、尾道市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務内容)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、取りまとめる。

- (1) 尾道市の将来都市構造
- (2) 都市整備に係る基本的方針の策定
 - ア 全体構想
 - イ 地域別構想
- (3) その他マスタープランの策定に関して必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 市行政職員

(組織)

第4条 委員会は、別表1に掲げる委員により構成するものとする。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は都市部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 委員会の会議は、必要に応じて関係委員のみで開催することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 4 委員が委員会の会議に出席できないときは、その委員の代理者が出席することができる。

(幹事会)

第6条 委員会の任務を補佐するため、委員会内に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会は、事務局長が招集し、議長を務める。
- 4 幹事会は、関係幹事のみで開催することができる。

(解散)

第7条 委員会は、第2条各号に掲げる事務が終了したときに解散するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、都市部まちづくり推進課まちづくり推進係に置く。

- 2 事務局長は、都市部まちづくり推進課長を務める。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員会で協議し、定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

(廃止)

- 2 この要綱は、委員会の解散とともに廃止する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

委員役職名

広島県東部建設事務所三原支所長
尾道市副市長 (都市部担当)
尾道市副市長 (前項の副市長を除く。)
〃 企画財政部長
〃 総務部長
〃 市民生活部長
〃 福祉保健部長
〃 産業部長
〃 建設部長
〃 都市部長
〃 因島総合支所長
〃 御調支所長
〃 向島支所長
〃 瀬戸田支所長
尾道市教育委員会教育総務部長
尾道市水道局長
尾道市消防局長
病院事業局病院管理部長

別表 2 (第 6 条関係)

幹事役職名

尾道市企画財政部政策企画課長
〃 文化振興課長
〃 総務部総務課長
〃 市民生活部環境政策課長
〃 衛生施設センター長
〃 南部清掃事務所長
〃 福祉保健部健康推進課長
〃 社会福祉課長
〃 高齢者福祉課長
〃 子育て支援課長
〃 因島福祉課長
〃 産業部農林水産課長
〃 商工課長
〃 観光課長
〃 建設部土木課長
〃 港湾振興課長
〃 都市部まちづくり推進課長
〃 下水道課長
〃 建築課長
〃 因島総合支所しまおこし課長事務取扱
〃 御調支所まちおこし課長事務取扱
〃 向島支所しまおこし課長事務取扱
〃 瀬戸田支所しまおこし課長事務取扱
尾道市教育委員会教育総務部庶務課長
〃 生涯学習課長
〃 因島瀬戸田地域教育課長
尾道市水道局工務課長
尾道市消防局警防課長
病院事業局病院管理部病院経営企画課長事務取扱

6 尾道市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

委員会 役職	所属・役職名	氏名
委員長	尾道市副市長	富永 嘉文
(職務代行者)	尾道市副市長	澤田 昌文
委員	広島県東部建設事務所三原支所長	中本 勝
	尾道市企画財務部長	戸成 宏三
	尾道市総務部長	宮本 寛
	尾道市市民生活部長	森田 隆博
	尾道市福祉保健部長	園田 学
	尾道市産業部長	岡田 正弘
	尾道市建設部長	山根 広史
	尾道市都市部長	實井 公子
	尾道市因島総合支所長	橘 忠和
	尾道市御調支所長	高原 茂嘉
	尾道市向島支所長	安藤 誠子
	尾道市瀬戸田支所長	田坂 昇
	尾道市教育委員会教育総務部長	松尾 寛
	尾道市水道局長	村上 眞
尾道市消防局長	石井 浩一	
尾道市病院事業局病院管理部長	谷川 功一	

※平成 30 年 3 月現在

尾道市都市計画マスタープラン

発行日：平成30年3月（令和8年4月）

発行：尾道市

編集：尾道市建設部まちづくり推進課

〒722-8501

広島県尾道市久保一丁目15番1号

TEL：(0848)38-9223

E-mail：toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

尾道市都市計画マスタープラン